

大阪市国民健康保険運営協議会運営要綱

令和3年1月20日大阪市国民健康保険運営協議会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項及び大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）第2条に基づき設置される大阪市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和36年4月1日規則第23号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第2条 会長が必要と認めるときは、協議会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催することができる。

2 協議会の委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で協議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって協議会の会議に出席したものとみなすものとする。

(書面による審議・議決等)

第3条 会長は、緊急に審議・議決等を行う必要があり、協議会の会議を招集することが困難であると認めるときは、書面による審議・議決等の実施について、協議会に属する委員の意見を聴取し、その総意をもってこれを行うことができ、次項の定めにより、協議会の審議・議決等に代えることができる。

2 前項に定める書面による審議・議決等の議事は、書面提出のあった協議会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。ただし、議事を決するためには委員の定数の過半数の書面提出がなければならない。

(細目)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。